

社福 第2211号

平成24年2月3日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 荒井幸弘

(公印省略)

社会福祉施設等における事故防止等について（通知）

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては平成23年11月29日付けで入（通）所者の安全確保と事故防止を呼びかけたところですが、その後、インフルエンザの流行や県内の社会福祉施設等において火災（放火）が発生しています。

社会福祉施設等は、障害者、高齢者及び幼児をはじめ、運動機能や免疫力及び体力の弱い方が主に利用しているため、その対応については十分な配慮と準備が必要です。

また、今冬は大気の状態が非常に乾燥しているとともに、強い寒気が日本を覆っています。このため、火災が発生しやすい状態であり、発生した場合は短時間で焼失及び近隣に延焼する可能性が高くなっています。

さらに乾燥と寒気の影響により、インフルエンザなどの疾患にかかりやすくなっており、県庁保健医療部から流行発生警報基準を超えた旨の通知がありました。

ついては、別紙のとおり、改めて注意喚起をしますので、入（通）所者、職員及び施設の事故防止に万全を期すようお願いします。

担当 社会福祉課 施設指導担当

電話 (048)830-3225

別紙

1 食中毒や感染症等を予防するため、うがいや手洗いの励行をはじめとする衛生管理対策を講じてください。特に発熱、下痢及び腹痛等の症状を有する場合は、速やかに医療機関において受診させてください。

また、インフルエンザについては、定点当たりの報告数が流行発生警報基準を超え、さらなる拡大が懸念されていますので、引き続き「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省 HP 参照）に基づき対処してください。

2 入（通）所者に対する日ごろの処遇（介護、入浴、作業訓練、保育、遊戯等）にあっては、事故防止対策を講じてください。特に入（通）所者同士の事故や遊具、寝具による事故に注意してください。

また、入（通）所者の表情や行動又は体温の変化に留意してください。

3 諸行事等の実施に当たっては、安全への配慮、指導及び非常連絡網の確認を行うとともに交通事故をはじめとした事故防止対策を講じてください。

4 異常乾燥注意報が連続して発令されているので、火気の取扱いには十分注意をしてください。

また、施設周辺に燃えやすいものを放置することなく、整理整頓に努め放火、防犯対策を講じてください。

5 防火設備及び電気設備を点検するとともに消火及び避難訓練を実施し、防火対策を講じてください。

6 あらゆる災害に備えるため、周辺環境を再確認するとともに、自主防災組織の整備、地域防災組織や地元自治会との連携並びに災害用品の備蓄など必要な対策を講じてください。

7 現金等の保管や個人情報の管理などに万全な対策を講じるとともに、夜間又は職員退出時においては火気及び施錠の確認を確実に行ってください。

事故が発生した場合や施設管理等の御質問等は、所管の県庁担当課又は福祉事務所にご連絡ください。

所管県庁担当課

(048) 830- (各担当の番号)

高齢介護課	施設指導担当	3254
	介護保険事業者担当	3247
障害者自立支援課	施設整備・法人指導担当	3313
	地域生活支援担当	3317
少子政策課	子育て環境整備担当	3322
子育て支援課	保育施設担当	3328
こども安全課	養護担当	3331

福祉事務所

東部中央福祉事務所	(048) 737-2132
西部福祉事務所	(049) 283-6780
北部福祉事務所	(0495) 22-0101
秩父福祉事務所	(0494) 22-6228